

雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 うんなん観光ネットワーク協議会は、雲南地域への訪日団体旅行の誘客促進に要する経費に対し、雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、旅行事業者が企画・実施、手配した訪日団体旅行に対して、その実施に要する経費の一部を助成し、もって雲南地域への訪日旅行客の増加を図ることにより、雲南地域の観光事業の振興・発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において「訪日団体旅行」とは、旅行事業者が企画・実施、手配した団体旅行のうち、日本国外を発着するもの及び日本在住外国人を対象として日本国内を発着するものをいう。

2 「雲南地域」とは、雲南市、奥出雲町及び飯南町をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の対象となる訪日団体旅行(以下「ツアー」という。)は、1回の送客人数が5人以上(ツアーガイド、運転手等関係者を除く。)であって、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 観光を目的とし、雲南地域内の宿泊業を営む施設に1泊以上宿泊するもの。
- (2) 観光を目的とし、雲南地域内の観光施設等2か所以上に貸切車両を利用して立ち寄るもの。ただし、観光施設等とは、施設に入場又は乗車等をして、観覧、お土産購入、飲食、サービスの受給ができる施設とする。単なるトイレ休憩等を目的とした立ち寄り施設数として数えることができない。なお、貸切車両とは、一般貸切旅客自動車(貸切バス)及び一般乗用旅客自動車のうち特定大型車(ジャンボタクシー)を指す。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、前条(1)については1泊につきツアー送客人数1人当たり2,000円、ただし、1人当たりの宿泊費が2,000円未満の時には、その額とし、交付額の上限は、100,000円又は1人当たり2泊分のいずれか低い額とする。前条(2)については、貸切車両を利用し、観光施設等に立ち寄る1回の企画につき一般貸切旅客自動車(貸切バス)は1台30,000円、特定大型車(ジャンボタクシー)は1台15,000円とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) ツアー日程表(予定)
- (2) 送客名簿(予定)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 会長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは速やかに補助金の交付決定を行い、雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。また、補助金交付決定の旅行企画の期間は、3か月以内とする。

(補助金の変更申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業の内容を変更しようとするときは、雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業計画変更承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

(申請の取下げ)

第9条 補助申請者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、直ちにその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、ツアー終了後、速やかに雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) ツアー日程表(実績)
- (2) 送客名簿(実績)
- (3) 宿泊証明書(様式第5号)
- (4) 施設等立ち寄り証明書(様式第6号)
- (5) 貸切車両を利用したことがわかる書類
- (6) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは速やかに補助金の交付確定を行い、雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金交付確定通知書(様式第 7 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 12 条 旅行事業者は、雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金交付請求書(様式第 8 号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、請求書を受理後 30 日以内に指定口座へ振り込むものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。